

公 告

一般競争入札を次のとおり行うので、西条市契約規則（平成16年西条市規則第44号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年10月7日

西条市長 高橋 敏明

第1 入札に付する事項

- 1 工 事 番 号 西教総工第11号
- 2 工 事 名 神戸小学校施設長寿命化事業の内 仮設校舎整備工事
- 3 工 事 場 所 西条市洲之内甲200番地
- 4 工 事 概 要 神戸小学校校舎の長寿命化工事及び、耐震改修工事に伴う仮設校舎整備
・軽量鉄骨造 2階建て 延床面積1,545.86㎡
上記建物の建築に係る建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、
渡り廊下設置工事他、付帯工事の一切。
- 5 完 成 期 限 令和8年2月6日
- 6 予 定 価 格 137,128,200円（税抜124,662,000円）
- 7 そ の 他 この公告の工事は、価格のほか、同種工事の施工実績等技術的要素を総合的に評価し、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする簡易型総合評価落札方式の対象工事である。

第2 入札方式

- 1 本案件は、西条市電子入札運用基準（平成28年西条市制定）で定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。
- 2 やむを得ない理由により紙入札方式で入札を行う場合は、紙入札方式参加（移行）承諾願（西条市電子入札運用基準様式第1号）を提出し承認を得ること。
 - (1) 紙入札方式参加（移行）承諾願の提出期間
令和7年10月7日（火）から令和7年10月22日（水）までの執務時間中（西条市執務時間規則（平成16年西条市規則第1号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）

(2) 提出場所

愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市財務部契約課工事契約係

(3) 提出方法

(2)の提出場所に持参又は郵送(以下「持参等」という。)により提出することとし、提出期間内に必着とする。

第3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 令和7・8年度西条市入札参加資格を有すること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 3 この入札の公告の日から落札者の決定までの間に、西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成28年西条市訓令第10号)に基づく入札参加資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- 5 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築工事業について、特定建設業の許可を受けている者であること。
- 6 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
 - (1) 建築一式工事について、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を施工現場に専任で配置できる者であること。ただし、法第26条第3項第1号又は第2号に規定する監理技術者を配置する場合は、専任での配置を要しない。
 - (2) 配置予定技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者(営業所技術者等)と重複していないこと。ただし、法第26条の5による職務の特例を適用する場合はこの限りでない。
 - (3) この入札の開札日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係が3か月以上継続していること。
- 7 この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- 8 **市内業者**は、次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) この入札の公告日において、西条市内に主たる営業所(本店)を有する者。
 - (2) 建築一式工事について、西条市建設業者格付事務取扱要領(平成16年西条市訓令第33号)第3条の規定による通知(令和7・8年度に係るもの)の格付がA等級の者であること。
 - (3) この入札の公告日から起算して過去15年間に完成し、引渡しが完了した国又は地方公共団体が発注した建築一式工事を元請けとして施工した実績を有する者。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

9 市外業者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) この入札の公告日において、愛媛県内に主たる営業所（本店）又は従たる営業所（支店等）のある者であること。なお、従たる営業所（支店等）は、当該公告日において主たる営業所から入札及び契約締結に係る権限が委任され、かつ5に掲げる条件を満たす建設業法上の営業所であること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上かつ年間平均完成工事高が10億円以上の者（令和7・8年度西条市入札参加資格審査申請添付分）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の愛媛県内の工事又は賃貸借において、この入札の公告日から起算して過去15年間に、元請又は下請として、完成引渡しの済んでいる延べ床面積1,500㎡以上である鉄骨造のプレハブの仮施設を自ら設置した実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

第4 入札参加資格審査申請について

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格の有無についての審査を申請し、市長の確認を受けることを要する。

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、次の書類を電子入札システムの「入札参加資格確認申請書」に添付し、各1部提出すること。
 - (1) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
 - (2) 営業所（本店又は委任先）の建設業許可のわかる書類の写し
 - (3) 配置技術者予定表（様式3）
 - (4) 配置予定技術者の技術検定合格証明書の写し
 - (5) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている場合は、当該講習修了証の写しは不要とする。）
 - (6) 配置予定技術者の雇用を証明する書類（健康保険証等の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号、保険者番号にマスキングしたものを提出すること。）
 - (7) 工事（賃貸借）実績表（様式4）（コリンズ等証明できる書類の写しを添付すること。）
 - (8) 令和7・8年度西条市入札参加資格審査申請に添付した経営事項審査結果通知書の写し
 - (9) 工事現場に専任で配置すべき監理技術者について、建設業法第26条第3項第1号又は第2号、若しくは法第26条の5に規定する監理技術者を配置する場合は、所定の事務手続きに従い必要書類を提出すること。

当該運用基準に係る西条市ホームページ掲載頁URL

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/keiyaku/kanrigijutsusha.html>

2 受付期間

(1) 電子入札方式の場合

令和7年10月7日（火）から令和7年10月22日（水）までの電子入札システム稼働時間中（休日以外の日）の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。）とする。
ただし、最終日は午後5時までとする。

(2) 紙入札方式の場合

令和7年10月7日（火）から令和7年10月22日（水）までの執務時間中に必要書類を西条市財務部契約課工事契約係に持参等で提出すること。

3 入札参加資格審査申請に必要な各様式は、入札情報公開システム及び西条市ホームページ内で公開するので、ダウンロードして使用すること。

第5 簡易型総合評価落札方式に関する事項

1 評価項目

この公告の工事の簡易型総合評価における評価項目は次のとおりとする。

(1) 企業の施工能力について

同種・類似工事の施工実績、工事成績評定点、ISOマネジメントシステムの取組、災害時の事業継続計画（BCP）の認定の有無

(2) 配置予定技術者について

同種・類似工事の従事経験、保有する資格の有無、継続学習（CPD）の取組

(3) 地理的要件

同一市町内（管内）での本・支店、営業所の所在の有無

(4) 地域貢献度

地域への取組（1）、地域への取組（2）、公共土木施設ボランティア活動実績、災害ボランティア活動実績

(5) 担い手確保

若手技術者等の育成

2 簡易型総合評価の方法

(1) 入札参加資格を満たす場合に100点の基礎点を与え、さらに10点を満点として、入札参加者の評価項目ごとの得点合計に応じて換算した加算点を与える。

(2) (1)により得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をもって簡易型総合評価を行う。

(3) 各評価項目の評価内容、評価基準及び配点等詳細は、この公告の入札説明書による。

第6 入札説明書の交付等

1 入札説明書、評価項目等（別表）、技術資料様式等については、入札情報公開システム及び西条市ホームページ内で令和7年10月7日（火）から令和7年10月22日（水）まで公開するので、ダウンロードして使用すること。

2 入札説明書について質問がある場合は、令和7年10月7日（火）から令和7年10月20日（月）までの電子入札システム稼働時間中に電子入札システム内で質問内容を

提出することのほか、令和7年10月7日（火）から令和7年10月20日（月）までの執務時間中に、質問事項等を記載した書面を持参又は郵送により提出することができる。

- 3 2の質問に対する回答を記載した書面は、令和7年10月7日（火）から令和7年10月22日（水）まで入札情報公開システムにて公開する。

第7 入札参加資格の確認について

1 確認の通知

(1) 電子入札方式の場合

令和7年10月29日（水）（予定）までに、電子入札システムで入札参加資格確認通知書を発行することにより行う。

(2) 紙入札方式の場合

令和7年10月29日（水）（予定）までに、電話連絡の上、一般競争入札参加確認書を交付することにより行う。

- 2 受付期間内に入札参加資格審査申請を行わなかった者は、入札に参加できない。
- 3 入札参加資格を審査し、その資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
- 4 入札参加資格の確認後、入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、第3で定める要件のうち、いずれか一つでも該当しなくなったときは、入札に参加できない。
- 5 入札参加資格審査申請受付期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等を認めないものとする。

第8 設計図書等の閲覧に関する事項

1 当該工事に係る設計図書等の閲覧について

- (1) 入札情報公開システム内で、令和7年10月7日（火）から令和7年10月22日（水）の午後5時まで閲覧に供する。
- (2) 西条市財務部契約課工事契約係において、令和7年10月7日（火）から令和7年10月22日（水）までの執務時間中に閲覧に供する。

2 設計図書等に関する質問について

当該設計図書等に関し質問がある者は、電子入札システム内で質問内容を提出することのほか、西条市財務部契約課工事契約係へ設計図書質疑応答書（様式5）を提出することができる。

- (1) 電子入札システムにより質問を行う場合の提出期間は、令和7年10月7日（火）から令和7年10月20日（月）までの電子入札システム稼働時間中とする。ただし、最終日は午後5時までとする。
- (2) 設計図書質疑応答書（様式5）を提出する場合の提出期間は、令和7年10月7日（火）から令和7年10月20日（月）までの執務時間中とする。
- (3) 電子入札システムにより質問を行った入札参加者は、西条市役所財務部契約課工事契約係までその旨を電話等で連絡すること。

- (4) 質問に対する回答は、令和7年10月7日（火）から令和7年10月22日（水）までの執務時間中に西条市財務部契約課工事契約係において閲覧に供するほか、入札情報公開システムにより公表する。

第9 契約条項の閲覧に関する事項

契約条項は、西条市財務部契約課工事契約係において閲覧に供する。

第10 現場説明

現場説明会は行わない。

第11 入札方法

1 電子入札方式の場合

- (1) 電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ番号（任意の3桁の数字）を入力の上、入札書を提出すること。
- (2) 入札書の提出に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより併せて提出すること。工事費内訳書の様式は、入札情報公開システムにて公開した「指定様式」を用いること。
- (3) 入札の期間は、令和7年10月30日（木）から令和7年11月4日（火）までの電子入札システム稼働時間中とする。ただし**最終日は午後1時**までとする。

2 紙入札方式の場合

- (1) 入札書及び工事費内訳書を西条市財務部契約課工事契約係に持参等で提出すること。
- (2) 入札書は西条市建設工事等入札者心得（電子入札案件用）（平成28年西条市制定）様式第1号を使用し、入札金額及び電子くじ番号（任意の3桁の数字）を記載すること。
- (3) 工事費内訳書の様式は、入札情報公開システムにて公開した「指定様式」を用いること。
- (4) 入札書及び工事費内訳書は二重封筒とし、表封筒には「入札件名」及び「入札書及び工事費内訳書在中」の旨を記載し、入札書及び工事費内訳書はそれぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの中封筒には「入札件名」、「入札参加者名」及び「入札書」又は「工事費内訳書」を記載し、密封すること。
- (5) 入札の期間は、令和7年10月30日（木）から令和7年11月4日（火）までの執務時間中とする。ただし、**最終日は午後1時**までとする。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札執行回数は、1回とする。

5 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

- 6 当該工事の入札参加資格確認通知書（紙入札方式においては一般競争入札参加確認書）の交付を受けなかった者は、当該入札には参加できない。
- 7 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- 8 入札参加者（入札書の提出があった者。以下同じ。）がいない場合は、入札の執行を中止する。なお、本案件は、入札参加資格審査申請をした者の公表は行わない。

第12 落札者の決定方法

この公告の入札説明書7による。

第13 開札の日時及び場所

開札日時：令和7年11月5日（水） 午前9時30分～

開札場所：西条市役所 本館5階 505会議室

入札参加者で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

第14 低入札価格調査制度

本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

低入札価格調査制度は、入札価格が予め設定した「調査基準価格」を下回る入札がなされた場合、落札者の決定を保留し当該価格によって契約内容に適合した履行がなされるかを調査し、その結果に基づき落札者を決定する制度である。

調査基準価格の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \end{aligned}$$

ただし、上記計算式により得た額が、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

第15 入札保証金及び契約保証金

入札保証金については、西条市契約規則第19条により免除する。

契約保証金については、西条市契約規則第47条、第49条及び第50条に定めるところによる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約にあっては、契約保証金は、請負代金額に10分の3を乗じて得た額以上とする。契約保証金を支払われない場合及び契約保証を受けられない場合は契約を締結しない。

第16 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

- 1 第3で定める資格要件を満たさない者が行った入札
- 2 入札参加資格審査申請に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

- 3 入札事項の明示がない入札
- 4 紙入札方式の入札については、押印のない入札。ただし、押印を省略するために担当者名、連絡先を記載したものはこの限りでない。
- 5 紙入札方式の入札については、金額を訂正した入札
- 6 紙入札方式の入札については、入札書及び工事費内訳書の封筒が密封されていない状態であるとき。
- 7 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- 8 2通以上の入札
- 9 提出された入札書と工事費内訳書の内容が異なるとき。
- 10 工事内訳書について、第11で定める「指定様式」以外の様式が提出された場合
- 11 その他入札に関する条件（西条市契約規則及び西条市建設工事等入札者心得等）に違反した入札

第17 配置予定技術者を重複申請する場合の取扱い

- 1 同一の技術者を複数工事の配置予定技術者とする申請を可とする。
- 2 他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、下記の手続きを必ず行うこと。
 - (1) 入札書提出前
入札してはならず、必ず辞退すること。
 - (2) 入札書提出後
開札時間までに、入札取下届（様式任意）を西条市財務部契約課又は開札場所に適宜提出すること。当該取下げにより入札は無効として取り扱う。
入札取下届の提出が無く、落札したにもかかわらず配置予定とした技術者等を配置できない場合は、入札参加資格停止措置を講じる可能性があるので注意すること。
- 3 同日に開札する複数の一般競争入札（案件が災害復旧工事であるものを除く。）において、同一の配置予定技術者を重複申請した場合は、先に落札決定した案件の落札者となったことにより、同日に開札する他の案件（低入札調査のため落札決定を保留した案件を含む。）の配置予定技術者を配置することが出来なくなったときは、入札取下届の提出を求めないが入札は無効とする。

第18 契約に関する事項

- 1 この公告の工事に係る請負契約に関して、契約書の作成を要する。
- 2 落札した者が、落札者決定時から契約締結までの間に入札参加資格を喪失した場合又は入札参加資格停止を受けた場合は、契約を締結しない。

第19 契約金の支払方法

- 1 前金払
本案件は、前金払制度を適用し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年

法律第184号)第3条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額の10分の4以内の前払金を支払う。

ただし、低入札価格調査を受けた者との契約にあつては、前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内とし、部分払に代えて中間前金払を選択した場合の前金払の総額は、請負代金額の10分の4に相当する額以内とする。

2 中間前金払及び部分払

本案件は、中間前金払制度及び部分払制度を適用し、契約時に落札した者が選択する。

第20 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、西条市ホームページに掲載の「通知書」により通知すること。

西条市ホームページ掲載頁URL

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/keiyaku/osorejoho.html>

第21 その他

- 1 下請けを使用する場合は、極力市内業者を使用すること。
- 2 第1から第21の1までに定めるもののほか、西条市契約規則に定めるところによる。
- 3 電子入札システム内において、添付資料等の容量が3メガバイトを超える場合は、持参等での提出を認めるものとする。その場合、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、この場合には、電子入札システムにより提出書類通知書(西条市電子入札運用基準様式第2号)を送信すること。
- 4 郵送については、郵便書留等にて配達記録が残るものを必ず利用すること。
- 5 本案件は、第11の3にかかわらず、消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

第22 問合せ先

- 1 この工事の入札に関すること
西条市財務部契約課工事契約係 電話(0897)52-1235(直通)
- 2 総合評価落札方式に係る評価項目、技術資料に関すること
西条市建設部技術管理室技術管理係 電話(0897)52-1473(直通)